

1 2 月 教育長 教育行政報告

令和 2 年

- 1 1 月 1 8 日 (水) 第 6 回校務運営等協議会
甲賀市子どものいじめ問題対策連絡協議会
- 1 9 日 (木) 人事評価制度施行に伴う校長前期面談
(多羅尾小学校、綾野小学校、城山中学校、伴谷小学校、大野小学校)
- 2 0 日 (金) 人事評価制度施行に伴う校長前期面談
(信楽中学校、希望ヶ丘小学校、貴生川小学校、甲南第一小学校、土山小学校)
- 2 4 日 (火) 職員意識改革調査に係るズーム会議
共生社会ホストタウン パラアスリートとの交流事業
(宇田秀生選手)
令和 2 年度第 1 回甲賀市文化のまちづくり審議会
甲賀市職員懲戒審査委員会
第 1 回大野学区幼保・小中学校再編検討協議会
- 2 5 日 (水) 第 7 回甲賀市・湖南省中学校長会
- 2 6 日 (木) 第 6 回甲賀市議会定例会 (1 日目)
- 2 7 日 (金) 人事評価制度施行に伴う校長前期面談
(雲井小学校、水口小学校、甲賀中学校、水口中学校、甲南中学校)
- 3 0 日 (月) 第 6 回甲賀市議会定例会 (2 日目)
甲賀市家庭学習用モバイルルーター購入審査委員会
- 1 2 1 日 (火) 部長会議
第 2 回甲賀市男女共同参画推進本部会
- 2 日 (水) 第 8 回学校経営等協議会
人事評価制度施行に伴う校長前期面談
(大原小学校、佐山小学校、土山中学校、小原小学校)
- 3 日 (木) 人事評価制度施行に伴う校長前期面談
(伴谷東小学校、甲南中部小学校、柏木小学校、信楽小学校)
教職員管理職選考事前研修会

- 12月 4日(金) 人権週間巡回キャンペーン
人事評価制度施行に伴う校長前期面談
(油日小学校、甲南第三小学校、甲南第二小学校、朝宮小学校)
- 8日(火) 第6回甲賀市議会定例会(3日目)
- 9日(水) 第6回甲賀市議会定例会(4日目)
- 10日(木) 第6回甲賀市議会定例会(5日目)
- 11日(金) 第6回甲賀市議会定例会(6日目)
- 14日(月) 第6回甲賀市議会定例会(7日目)
- 15日(火) 部長会議
第64回滋賀県人権教育研究大会主催三者会議
- 16日(水) 第30回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
臨時部長会議
- 17日(木) 第31回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 18日(金) 甲賀市教育委員会委員任命書交付式
第16回甲賀市教育委員会臨時会
第14回甲賀市教育委員会委員協議会
- 21日(月) 甲賀市東部学校給食センター調理・洗浄業務委託に係る委託業者
選定委員会
A. Z. R、水口ジュニアソフトテニスクラブ、甲賀テニススポ
ーツ少年団全国大会出場壮行会
- 23日(水) 第6回甲賀市議会定例会(8日目)
- 24日(木) 第17回甲賀市教育委員会定例会

令和 2 年第 6 回甲賀市議会定例会（12 月）提出議案（教育委員会関係）
の結果について

1 補正予算案件

《甲賀市議会 議案第 127 号》

令和 2 年度甲賀市一般会計補正予算（第 7 号）

歳入 △2, 997 千円 歳出 16, 823 千円

【原案どおり可決】

■補正予算の主な内容

【歳出予算の補正】

新型コロナウイルス感染症対策

- 指定管理業務継続支援金 2, 148 千円（一財 2,148）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている公の施設の指定管理者に対し、
施設管理経費の不足分を支援する経費を追加

- 小学校教育振興事務費 769 千円（一財 769）

- 中学校教育振興事務費 3, 702 千円（一財 3,702）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、市内小中学校における修学旅
行の予定が変更となったことによるキャンセル料等の必要な経費を追加

- 新型コロナウイルス感染症感染防止対策備品の購入 511 千円（寄附 511）

1 法人からいただいた新型コロナウイルス感染症くらし・経済対策寄附金を財源と
して、公民館、図書館及び体育館に感染防止対策備品を購入

- 甲賀創健文化振興事業団運営補助事業 27, 000 千円（一財 27,000）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた財団法人の経営安定を図るための補助を
追加

2 その他の案件

(1) 指定管理者の指定につき議決を求めるもの

指定期間：令和3年4月1日～令和7年3月31日まで

施設名	指定管理者
甲賀市あいの土山文化ホール 《甲賀市議会 議案第171号》	滋賀県甲賀市土山町北土山2222番地2 公益財団法人あいの土山文化体育振興会 代表理事 山下 由行
甲賀市水口城資料館 《甲賀市議会 議案第177号》	滋賀県甲賀市甲南町野田810番地 一般社団法人甲賀市観光まちづくり協会 代表理事 小山 剛
甲賀市旧水口図書館 《甲賀市議会 議案第178号》	滋賀県甲賀市土山町南土山甲362番地 稚木の会 代表 土山 道夫

指定期間：令和3年4月1日～令和6年3月31日まで

施設名	指定管理者
甲賀市土山体育館 《甲賀市議会 議案第172号》	滋賀県甲賀市土山町北土山2222番地2 公益財団法人あいの土山文化体育振興会 代表理事 山下 由行
甲賀市土山室内運動場 《甲賀市議会 議案第173号》	滋賀県甲賀市土山町北土山2222番地2 公益財団法人あいの土山文化体育振興会 代表理事 山下 由行
甲賀市土山運動場 《甲賀市議会 議案第174号》	滋賀県甲賀市土山町北土山2222番地2 公益財団法人あいの土山文化体育振興会 代表理事 山下 由行
甲賀市土山テニスコート 《甲賀市議会 議案第175号》	滋賀県甲賀市土山町北土山2222番地2 公益財団法人あいの土山文化体育振興会 代表理事 山下 由行

甲賀市甲賀B & G海洋センター ール 《甲賀市議会 議案第 176 号》	滋賀県甲賀市甲賀町相模 1 2 4 番地 7 公益財団法人甲賀創健文化振興事業団 代表理事 西 田 貞 夫
---	---

【原案どおり可決】

3 代表質問

別紙 1 のとおり

4 一般質問

別紙 2 のとおり

令和2年第6回定例会代表質問 要旨整理表

順番	質問事項	質問要旨	一連番号
1	志誠会 11番 小河 文人 議員	【一括】	
	2. 市長が新たに掲げた「選ばれるまちづくり」実現のための政策7つのチャレンジからの具体策を問う	<p>②人・文化を未来につなぐ (2) 紫香寮宮整備計画について (4) 日々の生活から、「アート」を感じるまちづくりについて</p> <p>⑤結婚、出産、子育ての希望に応える（子育て教育） (2) 幼保小中学校再編計画を公共施設適正化計画と合わせての進め方をどのように見直すのか (3) 県立信楽高校の存続と併せて、総合学科から工業主体の高校に再編するため、県への働きかけについて (4) GIGAスクール構想による、新たな教育ツールを活用した教育の推進と教職員の研修機会の充実が必要ではないか。</p>	<p>1-②-(2) 1-②-(4) 1-⑤-(2) 1-⑤-(3) 1-⑤-(4)</p>
3	日本共産党甲賀市議員団 17番 山岡 光広 議員	【一括】	
	2. 新型コロナ危機からのちと暮らしを守り、経済を立て直すことについて	9. 市内小中学校で「30人以下の学級」を実現しようとするれば、どの学校でどれだけの学級を増やす必要があるのか、またそれに必要な教員と教室はどれだけか、今年度の場合の児童生徒数で試算していただきたい。	5G-9
	5. 少子化対策と高齢化対策について	<p>1. 少子化対策について ⑤市長のマニフェストには、「給食費等保護者の負担軽減等による貧困連鎖・教育格差の是正」と記されているが、市長はどのような形で負担軽減を講じようとしているのか。具体的に示していただきたい。 ⑧義務教育での特別支援学級に対する対応や、超過密・大規模化が問題になっている特別支援学校の改善も喫緊の課題である。市長並びに教育長の所見を問う。</p>	<p>8A-1-⑤ 8A-1-⑧ 8B-1-⑧</p>
4	凜風会 23番 辻 重治 議員	【一括】	
	1. 「新しい豊かさ」とは、何を意味し何を求めるのか	<p>2. 自分らしく誇りと逞しさ養う次世代教育とは、どのような教育か。 5. 次代を超えた歴史、文化、芸術に包まれた豊かな暮らし、はどのような豊かな暮らしをどのようなイメージされているのか問う。</p>	<p>12A-2 12A-5</p>
	3. 新型コロナウイルス対策について問う	<p>2. 冬を迎えて第三波の対応に市民の生命、健康、安全を守ることに ④幼保、小中学校など児童生徒のストレスはどのようなものか。そして修学旅行など思い出の支援体制はどのように考えているか問う。</p>	14A-2-④
	4. オール甲賀で未来につなぐチャレンジについて	<p>2. 人と文化を未来につなぐ (1) 甲賀市には多くの文化財があるが歴史遺産や文化財をどのように活用するのか。また、アール・ブリュットによる、豊かな心づくりとはどのようなものか。 (2) 国民スポーツ大会の本市での取組概要、種目、会場について問う。また、スポーツ人口を増加し底辺の拡大が必要であるが、その現状と対応を問う。 (3) 地域に伝わる伝統芸能や催事の保存と継承について、農耕にまつわる祭りなどの継承について本格的に取り組む必要があるが、市長の考えを問う。</p> <p>5. 子育て、学校教育の希望 (1) 幼保小中再編計画は、各地域の再編検討協議会から意見が提出されることとなっているが、今後どのように再編を進めようとしているか問う。 (2) 学校教育は、学力向上をはじめ豊かな心、健やかな身体の調和のとれた「生きる力」を総合的に学んでいる ①いじめ問題や不登校児童生徒の現状と対応、また展望について問う。 ②この一年間で、暴力事件が市内学校で発生したと聞かすが、教育委員会の考えを問う。</p>	<p>15A-2-(1) 15A-2-(2) 15A-2-(3) 15B-5-(1) 15B-5-(2)</p>

令和2年第6回定例会一般質問 要旨整理表

順番	質問事項	質問要旨	一連番号
2	13番 田中 喜克 議員	【分割】 《第1日》 (2/5)	
	1. 貴生川小学校児童の安全通学路確保に必死の声。仙川に歩行者専用橋の支給整備を。	2. 学校関係者、PTAの方々の切実な声はどのように把握しているか。	3-2
3	12番 森田 久生 議員	【一問一答】 《第1日》 (3/5)	
	1. 未来を担う子や孫たちに過度な負担を残さないために	5. 「甲賀市幼保・小中学校再編計画」について (1) 本計画策定後6年が経過し、残り4年となったが、改めて現在の進捗状況と、残された4年間のスケジュールについて伺う。 (2) 今、担当部長から答弁があった本再編計画の進捗状況の現状に対する、教育長としての所感について伺う。 (3) 本再編計画の最後の「落とし処」と、それに向けた「具体的な今後の協議の進め方」、「年度別スケジュールプラン」について、2期目に向けた市長の考えを伺う。 (4) 仮に中途半端な状況で計画終了の時期を迎えると想定される場合、第2次再編計画の必要性について伺う。	7-5-(1) 7-5-(2) 7-5-(3) 7-5-(4)
6	20番 谷永 兼二 議員	【1、2：分割 3：一問一答】 《第2日》 (1/5)	
	3. スケートボードパークの設置を	①スケートボードへの認識は。 ②一般的にスケートボードはどんな場所で練習しても良いのか。 ③公共の駐車場や公園などでのスケートボード使用の状況は。 ④スケートボードに関する苦情は来ているか。 ⑤市民からスケートボードに関する要望は来ているか。 ⑥若者文化を理解して家族、友人、仲間のコミュニケーションの場、そして子どもや若者の居場所としても、安全に安心して練習ができるスケートボードパークの設置を考えてはどうか。	13-1 13-2 13-3 13-4 13-5 13-6
9	6番 西村 慧 議員	【分割】 《第2日》 (4/5)	
	1. 本市の人口流出防止、Uターン促進について	①シビックプライドの醸成について a. 市内小学校及び中学校における具体的な取り組みを伺う。 ⑤市内地域企業への就職推進について b. 小中学生についても早期からのキャリア教育の一環として、一般的な職業と並行して地元産業や地域企業と接点を持つ場を設け、将来的に市内企業を候補の一つとして強く意識してもらいたいと考えるが、現状と今後の市の考えを伺う。	21-1 21-6
	2. 市内通学路及び生活道路の安全確保徹底について	①市内通学路について a. 平成30年度における危険・要注意箇所「寺庄六角堂から野田橋までの狭い道路」について、溝蓋の設置がなされていない状態であり、対応進捗状況を伺う。また、他の箇所についても平成24年の緊急合同点検から現在までの間に合同点検の内容を十分に反映していると認識しているか。	22-1
11	2番 岡田 重美 議員	【1、2、3：分割 4：一問一答】 《第3日》 (1/5)	
	3. 土山公民館の洋式トイレ化の実現を	①改修の時期としてはいつ頃を考えているか。 ②1階2階とも全て洋式に改修となるのか、改修の内容について現在の考えを伺う。	30
13	22番 土山 定信 議員	【分割】 《第3日》 (3/5)	
	1. 甲賀市の幼保・小中再編計画について	①本計画の進捗状況を伺う。 ②本計画は平成27年から36年の十年間とされてすでに5年が経過しているが、計画の見直しは予定しているのか。 ③再編計画の基本的な考えは、学ぶ子供たちのためにが第一目的であるのに、地域の為が最優先されていないか、つまり目的を見失っていないか。 ④甲賀市の特に小学校の現状について、クラス替えできない学校がどの程度あるのか。また県の規定で複式となるべきクラスはどの程度あるのか。市として対応していることがあれば伺う。 ⑤今後の事務的な進め方について伺う。 ⑥教育長にとって、この再編計画は、どの程度の位置づけをしているか。出来れば詳しく、教育長の本音を伺う。	34-1 34-2
	3. 滋賀県の東の玄関である土山町について	③アフターコロナを見据えたスポーツとしても、東海道の散策は有効であり、東海道のトイレの整備は、国を挙げて行うべきであると考えているが、市の考えを伺う。また、中央公民館のトイレは、今風ではないが計画を伺う。	36-3

順番	質問事項	質問要旨	一連番号
16	15番 山中 善治 議員	【一問一答】 《第4日》 (1/4)	
	1. 「便利な田舎暮らしについて」	3. 「便利な田舎暮らし」における、市民農園事業関連の位置づけや有効性をどのように考えているか。 ④教育委員会として	40-3-④
19	7番 竹若 茂園 議員	【一問一答】 《第4日》 (4/4)	
	1. 外国にルーツを持つ子どもの支援について	8. 言葉が障壁となり十分な教育を受けられないまま義務教育を終えたとしたらその状況は、大変厳しいものになると思われる。「教育への投資は、甲賀市への明るい未来への投資」でもあるが、市当局の見解を伺う。 9. 「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」について、市の今後の進め方を伺う。 11. 甲賀市の「次代を担う人材育成」のために、外国にルーツを持つ児童生徒のために、教育や就学に関する研修や勉強会を実施し教員のスキルアップを図ることが重要と考えるが、市の考えを伺う。 12. 日本語教育のスキルアップを図るために、日本語指導テクニカルアドバイザーの採用や文科省の外国人児童制度教育アドバイザー派遣制度の活用について、どのように考えているか。 14. 外国にルーツを持つ児童生徒の進路指導の取組として、①進路のための進路ガイダンス②職業人としてのキャリア研修などを行うことが必要と考えるが、市の考えを伺う。 15. 現在、甲賀市では、日本語（教室）指導を水口保健センターで行っているが、そのままでもいいのか。 16. 教育長の外国にルーツを持つ児童生徒への教育の信念を伺う。	47-8 47-9 47-11 47-12 47-14 47-15 47-16
	2. 甲賀市社会教育における現状について	1. 甲賀市の社会教育の指針は策定されているのか。 2. 甲賀市の社会教育は、何を基に進められているのか。 3. 社会教育に係る計画はされていないが、なぜ、策定されていないのか。 4. 社会教育振興計画または生涯学習推進計画が無いと言うことは、何を持って計画的に社会教育を進めているのか。 5. 甲賀市教育委員会は、甲賀市夢の学習事業として、「NPO法人 地域で創る土曜日夢の学習」と平成2年度24,000千円あまりで業務委託をしているが、どのような事業内容になっているのか。 6. 社会教育はNPO法人夢の学習だけで行っているもの他に、どのような社会教育事業を実施しているのか。 7. 本来教育委員会で実施しなければならないものを、ほとんど夢の学習へ丸投げ状態のように感じているが、市教育委員会は、このままで良いと考えているか。 8. 社会教育振興計画や生涯学習推進計画も策定されないうまま、その時々思いつきで事業を実施することが、甲賀市の将来のまちづくりにつながるのか。市教育委員会の考えを伺う。 9. 甲賀市教育振興基本計画に基づき事業を計画的に推進するためにも社会教育基本計画または生涯学習推進計画は策定するべきと考えるが、教育長の考えを伺う。	48-1 48-2 48-3 48-4 48-5 48-6 48-7 48-8 48-9

甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）状況報告について

1. 再編検討協議会

【状況報告】

第4回 甲南第三小学校再編検討協議会

日 時：令和2年11月18日（水） 20時00分から21時15分

場 所：甲南第三地域市民センター2階 会議室

出席者：委員11名（欠席1名）・事務局職員

議事概要：前回会議の概要報告、ワークショップの意見について、学校の現状について、意見交換

その他：傍聴・報道機関なし

第4回 甲南第二小学校再編検討協議会

日 時：令和2年11月19日（木） 19時30分から20時25分

場 所：杉谷公民館 大会議室

出席者：委員13名（欠席2名）・事務局職員

議事概要：前回会議の概要報告、ワークショップの意見について、意見交換

その他：傍聴・報道機関なし

第3回 土山学区幼保・小中学校再編検討協議会

日 時：令和2年11月20日（金） 19時30分から21時00分

場 所：土山開発センター 大集会室

出席者：委員13名（欠席1名）・事務局職員

議事概要：前回会議の概要報告、ワークショップの意見について、意見交換

その他：傍聴・報道機関なし

第1回 大野学区幼保・小中学校再編検討協議会

日 時：令和2年11月24日（火） 19時30分から20時55分

場 所：大野地域市民センター2階 大会議室

出席者：委員11名（欠席1名）・事務局職員

議事概要：委嘱状交付、正副委員長の選任、会議の公開について、再編計画について

〔委員長〕 中邨 哲也 氏

〔副委員長〕 中村 良治 氏

その他：傍聴1名・報道機関なし

第3回 甲南中部小学校再編検討協議会

日 時：令和2年11月27日（金） 19時30分から21時00分

場 所：甲南第一地域市民センター3階 会議室

出席者：委員12名（欠席1名）・事務局職員

議事概要：前回会議の概要報告、ワークショップの意見について、アンケートの実施について、意見交換

その他：傍聴・報道機関なし

第2回 大野学区幼保・小中学校再編検討協議会

日時：令和2年12月7日（月） 19時30分から21時05分

場所：大野地域市民センター2階 大会議室

出席者：委員12名（欠席なし）・事務局職員

議事概要：前回会議の概要報告、小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方について、甲賀市幼稚園保育園の適正規模及び民営化等に関する基本的な考え方（答申）のまとめについて、ワークショップ

その他：傍聴・報道機関なし

第4回 土山学区幼保・小中学校再編検討協議会

日時：令和2年12月16日（水） 19時30分から21時00分

場所：土山中央公民館 お茶のみホール

出席者：委員12名（欠席2名）・事務局職員

議事概要：前回会議の概要報告、ワークショップのまとめについて、教育委員会への報告書（案）について、意見交換

その他：傍聴・報道機関なし

第5回 甲南第二小学校再編検討協議会

日時：令和2年12月17日（木） 19時30分から20時25分

場所：杉谷公民館 大会議室

出席者：委員13名（欠席2名）・事務局職員

議事概要：前回会議の概要報告、教育委員会への報告書（案）について、意見交換

その他：傍聴・報道機関なし

第4回 甲南中部小学校再編検討協議会

日時：令和2年12月18日（金） 19時30分から21時00分

場所：甲南第一地域市民センター3階 会議室

出席者：委員13名（欠席なし）・事務局職員

議事概要：前回会議の概要報告、アンケートの結果について、意見交換

その他：傍聴・報道機関なし

第5回 甲南第三小学校再編検討協議会

日時：令和2年12月22日（火） 20時00分から21時00分

場所：甲南第三地域市民センター2階 会議室

出席者：委員12名（欠席なし）・事務局職員

議事概要：前回会議の概要報告、教育委員会への報告書（案）について、意見交換
その他：傍聴・報道機関なし

2. 実施計画検討協議会

【状況報告】

開催なし

3. 今後の予定

第5回 甲南中部小学校再編検討協議会

日 時：令和3年1月15日（金） 19時30分から

第3回 大野学区幼保・小中学校再編検討協議会

日 時：令和3年1月22日（金） 19時30分から

議案第 98 号

甲賀市教育情報化推進基本方針の策定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 12 月 24 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

甲賀市教育情報化推進基本方針（案）

甲賀市教育委員会

目次

1. 教育の情報化推進基本方針の策定について	1
1-1 策定の趣旨	1
1-2 基本方針の位置づけ	2
1-3 国の動向	3
2. 甲賀市の現状と課題	4
2-1 これまでの甲賀市の取り組み	4
2-2 甲賀市のICT環境の整備状況	4
2-3 今後取り組むべき課題	5
3. 基本的な考え方	6
3-1 基本理念	6
3-2 取組内容	6
4. 教育の情報化の推進	10
資料1 教員のICT活用指導力の状況	11
資料2 タブレット参観授業後の児童の感想	13

1. 教育の情報化推進基本方針の策定について

1-1 策定の趣旨

近年の情報化、グローバル化といった急加速的な進展の中、児童生徒が未来を力強く生き抜くための様々な資質・能力を育成していくためには、情報や情報技術を受け身でとらえるのではなく、目的に応じて主体的に選択し、課題解決に向かう「情報活用能力」が求められている。

新学習指導要領においては、この「情報活用能力」を学習の基盤となる資質・能力と位置付け、その育成のために必要なICT環境を整えるとともに、それらを適切に活用した学習活動等について一層の充実を図っていくこととされている。

そうした中で、2018年6月15日に閣議決定された第3期教育振興基本計画においては、『平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針』に基づき、学習者用コンピュータや大型提示装置、超高速インターネット、無線LANの整備など、各自治体による計画的な学校のICT環境整備の加速化を図る」ことが明記され、教育の情報化を推進していくこととしている。

教育の情報化には、「子どもたちの情報活用能力の育成」と、「ICTを効果的に活用したわかりやすく深まる授業の実現」、「教職員がICTを活用した情報共有によりきめ細かな指導を行うことや、校務の負担軽減」の3つの側面があり、これらを通して教育の質の向上を目指すものである。

このうち、情報活用能力について、学校教育において重視すべき「資質・能力」の3つの柱の視点で整理すると次のようになる。

項目	身につける資質・能力
知識・理解 (何を理解しているか、何ができるか)	<ul style="list-style-type: none">情報や情報技術についての知識と理解情報や情報技術を活用して問題を発見し解決するための知識社会の中で情報や情報技術が果たしている役割や影響についての知識
思考力・判断力・表現力等 (理解していること・できることをどう使うか)	<ul style="list-style-type: none">情報や情報技術を活用して問題を発見し解決するための思考力必要な情報や解決の方法などを比較し選択するための判断力相手や状況に応じて、情報を伝えるための表現力情報を活用して、新たな価値を生み出すための創造力
学びに向かう力、人間性等 (どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか)	<ul style="list-style-type: none">情報を多面的・多角的に吟味し見定めていく力自らの情報活用を振り返り、評価し改善しようとする力情報モラルや情報に対する責任について考えようとする態度情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与する態度

このように、情報活用能力は、これからの社会を生きる児童生徒にとって、必要な資質・能力である。

本市では、情報活用能力の育成を通して児童生徒の確かな学力を支える資質・能力を高めることを目指すとともに、ICTを活用した教育の情報化の推進を図るため、この方針によりその方向性を示すものとする。

1-2 基本方針の位置づけ

本基本方針は、「甲賀市総合計画」における小中学校の「ICT教育環境整備事業」による推進計画、また、「甲賀市教育振興計画」におけるICT機器の計画的な整備、教員の指導力向上等を目指した基本方向、さらには、以下の「甲賀市学校教育の指針」を踏まえ作成したものである。

令和2年度（2020年度）学校教育の指針（甲賀市教育委員会）

◆甲賀市教育方針

「たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる」

◆甲賀市教育目標

- 教育目標1 ともに学び、ともに育ち、ともに生きる
- 教育目標2 豊かな心と健やかな体を育む
- 教育目標3 郷土への誇りをもち、世界に発信できる人を育てる



◆学校教育が目指すもの

いきいき学び ぐんぐん伸びる 心やさしい 甲賀の子ども

◆推進のための5つの柱のうちの「柱1」に関して

柱1 学ぶ力を高め、確かな学力を育む教育の充実

- 1-1 「こうか授業術5箇条」を柱とした主体的・対話的で深い学びの促進
- 1-2 読み解く力向上を図るための授業開発、実践の推進
- 1-3 目標を持ち自ら学びに向かう態度を育成するための家庭学習の充実
- 1-4 GIGAスクール構想に基づく児童生徒用PCの整備と効果的な活用に向けた研修と研究の充実
- 1-5 グローバルマインドや実践的なコミュニケーション能力の育成に向けた外国語教育・国際教育の充実

1-3 国の動向

文部科学省において、2020年度に向けた教育の情報化に関する総合的な推進施策「教育の情報化ビジョン」(H23.4)を策定し、2020年までに1人1台のタブレット端末を活用したICT教育の本格展開やICT支援員の配置等について、教育の情報化を強く推進してきた。またその中で、21世紀に生きる子どもたちに求められる力として、情報活用能力を掲げ、この力が「生きる力」に資するものであるとした。

さらに、「教育の情報化加速化プラン」(H28.7)では、子どもたちがICTを受け身で捉えるのではなく、手段として積極的に活用していくことが求められるとし、授業・学習面、校務面など、学校活動のあらゆる側面へのICTの活用を推進することとした。

また、新学習指導要領にも各教科等におけるICTの活用について記載しており、その実施を見据え、前述したように2017年12月には、「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめ、各教育委員会において子どもたちのICT環境整備等において、加速化するよう通知したところである。

整備方針においては、「学校におけるICT環境整備の検討にあたっての視点」として、次の3点が挙げられた。

- (1) 新学習指導要領におけるICTを活用した学習活動を具体的に想定しながら検討を行うこと。
- (2) ICTを活用した学習活動を踏まえ優先的に整備すべきICT機器等と機能について具体的に整理を行うこと。
- (3) 必要とされるICT機器等及びその機能の整理にあたっては、限られた予算を効果的かつ効率的に活用する観点から検討を行うこと。

また、今後の学習活動において、最低限必要とされ、かつ、優先的に整備すべきICT機器等の設置の考え方および機能の考え方が示されたほか、さらに、ICT環境整備促進と同時に必要な対応事項として、次の7点が示された。

1. ICTを活用した学習を行う教室等の考え方
2. ICT機器等の教室への設置の仕方
3. 児童生徒の情報活用能力の育成
4. 教員のICT活用指導力の向上
5. ICT活用を支える外部専門スタッフの活用
6. 情報セキュリティの確保
7. 学校の施設・設備

さらに、国の「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(R元.12)において、学校における高速大容量のネットワーク環境の整備を推進するとともに、児童生徒一人ひとりがそれぞれ情報端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すこととする「GIGAスクール構想の実現」が打ち出された。

2. 甲賀市の現状と課題

2-1 これまでの甲賀市の取り組み

甲賀市は、平成29年度から令和元年度の3カ年計画で指導者用コンピュータ、学習者用コンピュータ、電子黒板、高速無線LANの整備を全校に整備するとともに、教職員のスキル向上に向けて、ICT支援員を配置した。さらに、令和2年度には全ての教師がICT機器を活用した授業が展開できる環境を整えるための指導者用コンピュータの追加導入、GIGAスクール構想の実現に伴う学習者用コンピュータを1人1台の整備を進めている。また、児童生徒の情報を校内で共有することで、児童生徒へのきめ細やかな指導につなげるため、統合型校務支援システムの全校への導入を進めているところである。



2-2 甲賀市のICT環境の整備状況

	甲賀市の現状	文部科学省水準 *1	整備年度
学習者用コンピュータ	児童生徒1人1台	児童生徒1人1台 *2	2020年度
指導者用コンピュータ	授業を担当する教師1人1台	授業を担当する教師1人1台	2020年度
大型提示装置・実物投影機	教室の大型TVへの投影	100%整備	2017年度
超高速インターネット及び無線LAN	100%整備	100%整備	2017~2020年度
統合型校務支援システム	100%整備	100%整備	2020年度
ICT支援員	各校月に2回配置	4校に1人配置	2018~2020年度

*1・・・文部科学省「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」より。

*2・・・文部科学省「GIGAスクール構想の実現」より。

2-3 今後取り組むべき課題

小中学校新学習指導要領総則では、教育課程の編成において、各学校においては、児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む）等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特性を生かし、教科等横断的な指導の視点から教育課程の編成を図るものとしている。具体的には以下のことが挙げられている。

- ・学習活動において、必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得る。
- ・情報を整理・比較する。
- ・得られた情報をわかりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりする。
- ・学習活動を行う上で必要となる基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等の向上を図る。

本市においては、新学習指導要領の全面実施に向けて、教員の授業改善のための研究を重ねながら「主体的・対話的で深い学び」の更なる実現を図ってきた。今後も、児童生徒それぞれの成長過程において、ICTを有効活用し、児童生徒一人ひとりが主体的に学ぶとともに、「学び合い」の充実も図っていく必要がある。また、新型コロナウイルス感染拡大等による学校の休業時等にも対応した取組も視野に入れておく必要もある。

そのためには、ICT機器の整備をさらに進めるとともに、一方で教員が活用方法を理解し、進んで授業に活用する意欲と能力を高めていく必要がある。

併せて、ICT機器の破損や故障時に迅速に対応するためのサポート体制の構築を行うなど、児童生徒も教員も安心してICT機器を活用できる環境づくりも求められる。

そこで本市では、ICT機器を効果的に活用しながら、今後さらに確かな学力の向上を目指していくため、以下の3つの視点で、本市が今後取り組むべき課題を整理した。

(1) 児童生徒の情報活用能力の育成

- ・学習のねらいに応じて、目的に合った情報や資料を取捨選択して、順序立ててまとめたり、わかりやすく発信し合ったりする教育活動の充実
- ・児童生徒一人一人の習熟の程度や進捗状況等をもとにした個々の状況に応じた学習の推進と、主体的に学習に取り組む意欲や態度の育成



- ・収集した情報を整理・分析しながら課題解決をする力の育成

(2) ICTを活用した教員の指導力の向上

- ・思考力・判断力・表現力を育む授業の推進
- ・研修の充実
- ・サポート体制の強化

(3) ICT環境の充実

- ・ICTを活用した学習を行うために必要な学習者用および教員用タブレット、大型提示装置等のICT機器の整備
- ・校務の情報化のためのICT環境の整備

3. 基本的な考え方

3-1 計画の基本理念

学習活動において、効果的にICT機器を活用する中で、児童生徒の主体的・対話的で深い学びを育てる

3-2 取組内容

(1) 児童生徒の情報活用能力の育成

①情報教育の更なる推進

- ・児童生徒の学ぶ力を高め、確かな学力の向上を支えるための情報活用能力の育成
- ・情報を正しく安全に利用しようとする情報モラルの育成

②ICTを活用した授業の推進

ア. 目的に応じてICTを効果的に活用する授業

各教科等の授業において、ICTを活用することで、主体的な学習活動の展開、学びあう姿の育成、基礎学力の定着等、教育効果が高まる期待が持てる。

しかし、授業者が単に授業においてICTを活用すれば、教育効果が高まるものではなく、活用のタイミングや場面の選択、創意工夫が求められる



る。

例えば、「観察したことや考えたことを記録する」「写真や映像を保存する」「グラフや発表原稿、発表のためのプレゼンテーションを作るためのソフトを利用する」「インターネットを活用し、調べたり、情報を収集したりする」「友だちの考えや思いを知り、自らの考えを見つめ、深める」などが活用する場面として考えられる。

イ. 児童生徒の興味・関心を高める授業

それぞれの教科の学習内容や学習対象に対して関心を持ち、進んでそれらを調べようとする意欲・態度を育てる。

例えば、教科書にある挿絵を大きく映して共有することでこれから読む物語のイメージをより膨らませることができる。また、植物や生き物の成長の様子や火山の噴火や台風などの自然現象の様子を映像で見せることにより、よりリアリティを持たせ、児童生徒に驚きや感動を与えることができる。

そこで、大型ディスプレイや電子黒板を利用して、学習内容を視覚的にわかりやすく提示し、知識の定着や技能の習熟を図る。

ウ. 情報活用能力を育む授業

学習に役立つ情報が、教室にいながら入手できることは、ICT活用の大きなメリットである。しかしながら、情報が氾濫している中、目的に合った情報を取捨選択し、活用する力が必要となる。

インターネットなどの中から、効果的な収集方法で、指導のねらいに沿った資料を的確に収集できる能力を身につける。

エ. 思考力・判断力・表現力を育む授業



学習に必要な情報を選択する過程の中で思考力や判断力を育むとともに、収集した情報を関連付けたり、整理・分析したりすることで課題解決する力を育てる。

また、収集した情報をもとに、ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトを活用して、相手にわかりやすく伝わるように順序だてて作成する力や表現力等も身につけていく。

さらに、共通の学習課題について、他者の考えや思い、発表方法や発表内容に触れることで理解を深めるとともに、読み解く力等の向上を図る。

オ. コミュニケーション能力を育む授業

児童生徒がグループなどによる意見交流の際にICT機器を活用することで、調べ

たことや考えたことなどを視覚的に共有し、話し合い活動を活性化させることができる。

このような他者とのやり取りの中で、相手の意図や思いを取り入れたり、相違点に気づいたりしながら自分の考え等を見直すことで、多角的な見方・考え方を身に付けることが期待できる。こういった自分の考えを深め創造していく活動を通して、児童生徒のコミュニケーション能力の育成を図る。

カ. 個に応じた支援を行う授業

児童生徒の習熟の程度や進捗状況を的確に把握し、個に応じた学習支援が行われるよう、効果的にICTを活用する必要がある。個々の状況に応じて、ドリルソフト等を用いて基礎学力の定着を図るとともに、指導・助言を適宜行う中で、主体的に学習に取り組む意欲や態度を養う。

さらに、特別な支援やかわせみ教室を含めた日本語指導を必要とする児童生徒一人一人の特性や学習内容、学習の進捗状況に応じた指導・支援を実現できるようにICTの有効活用を推進する。

(2) ICTを活用した教員の指導力の向上

① (仮称) 教育情報化推進係整備およびICT支援員配置による対応

- ・教育の情報化を推進する専任の職員による組織の構築
- ・教職員研修の充実に向けた取組
- ・ICT機器の不具合等への対応
- ・整備更新を見据えた計画、各種関係機関や団体との企画調整等
- ・中長期的な本市教育ICTに関するガバナンスの強化
- ・国の政策や情報通信技術に関する最新の情報を踏まえた分析や対応
- ・臨時休業や分散登校等が行われた場合のICTを活用した学習支援

② 教員研修の充実等

- ・授業に活かせるICT機器の操作方法の研修
- ・ICTを活用する授業に関する情報の共有
- ・自作のデジタル教材の共有や活用方法についての検討
- ・学校の枠を超えたコミュニケーション活性化によるICT活用の動機付けを促進

(3) ICT環境の充実

①学校におけるICT環境の整備と活用の推進

- ・ICTの日常的な活用のための機器整備の促進
- ・臨時休業等の緊急時に備えたオンライン学習環境のための機器整備
- ・定期的な評価・分析に基づく改善

②教育の質の改善を目的とした校務の情報化の推進

- ・児童生徒と向き合う時間を確保するための統合型校務支援システムの活用および運用
- ・全職員で児童生徒を見守ることのできるシステムの構築
- ・電子化による教職員の事務負担の軽減

③学校教育の情報セキュリティの向上

- ・児童生徒の個人情報を含む重要情報を安全に取り扱うための、教育委員会及び各学校における情報セキュリティ向上への継続的な取組

4. 教育の情報化の推進

教育の情報化を具体的に推進していくために、教育委員会が中心となり、各施策の進捗管理を行う。進捗管理については、PDCAサイクルの考え方に沿って、毎年度各施策の実施状況の把握を行い、各施策内の評価指標に基づき評価する。また、今後の5年間を見据えて策定しているが、国の施策の変化やICTの技術の進展、時代のニーズ、本市の財政状況等を踏まえ、必要に応じて、目標達成に向けた課題整理と取組内容の見直し及び改善を行う。

実施期間の最終年度である令和7年度には最終評価を行い、次に目指していくべき方向性を見出し、次期施策に生かしていく。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
甲賀市教育情報化推進施策		策定	運用・評価				見直し
施策	教育情報化推進系の整備	整備	運用・評価				見直し
	ICT支援員の配置	整備	運用・評価				見直し
	ICT環境整備ロードマップの策定	策定	運用・評価				見直し
	校務の情報化による教育の質の改善方針の策定	策定	運用・評価				見直し
	教員によるICTを活用した指導力向上プロジェクトチームの整備	整備	運用・評価				見直し
	ICT活用ロードマップの策定	策定	運用・評価				見直し
	情報セキュリティに関する研修の受講（年1回以上）	企画	運用・評価				見直し

スケジュール

資料1 教員のICT活用指導力の状況（2019年度）

		甲賀市 (%)	先行導入 (A校)	全国 (%)	滋賀県 (%)
A. 教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力		84.7	91.1 (%)	86.2%	81.4%
A 1	教育効果をあげるにはどの場面にどのようにしてコンピュータやインターネットなどを利用すればよいかを計画する。	79.6	92.9	83.8%	
A 2	授業で使う教材や資料を集めるために、インターネットやCD-ROMなどを活用する。	86.5	85.7	87.9%	
A 3	授業に必要なプリントや提示資料を作成するために、ワープロソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	90.9	92.9	90.1%	
A 4	評価を充実させるために、コンピュータやデジタルカメラなどを活用して児童の作品・学習状況・成績などを管理し集計する。	82.0	92.9	83.2%	
B. 授業中にICTを活用して指導する能力		63.0	75.0	69.7%	61.1%
B 1	学習に対する児童生徒の興味・関心を高めるために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	79.0	92.9	81.6%	
B 2	児童生徒一人一人に課題を明確につかませるために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	64.7	78.6	69.4%	
B 3	わかりやすく説明したり、児童生徒の思考や理解を深めたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	56.1	71.4	65.5%	
B 4	学習内容をまとめる際に児童生徒の知識の定着を図るために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などをわかりやすく提示する。	52.2	57.1	62.4%	
C. 児童生徒のICT活用を指導する能力		63.1	67.9	70.2%	62.0%

C 1	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して、情報を収集したり選択したりできるように指導する。	73.8	78.6	77.2%	
C 2	児童生徒が自分の考えをワープロソフトで文章にまとめたり、調べたことを表計算ソフトで表や図などにまとめたりすることを指導する。	74.8	78.6	77.9%	
C 3	児童生徒がコンピュータやプレゼンテーションソフトなどを活用して、わかりやすく発表したり表現したりできるように指導する。	55.3	57.1	66.5%	
C 4	児童生徒が学習用ソフトやインターネットなどを活用して、繰り返し学習したり練習したりして、知識の定着や技能の習熟を図れるように指導する。	48.3	57.1	59.4%	
D. 情報モラルなどを指導する能力		81.4	86.3	80.5%	74.0%
D 1	児童が発信する情報や情報社会での行動に責任を持ち、相手のことを考えた情報のやりとりができるように指導する。	86.6	90.9	83.1%	
D 2	児童が情報社会の一員としてルールやマナーを守って、情報を集めたり発信したりできるように指導する。	87.0	90.9	84.2%	
D 3	児童がインターネットなどを利用する際に、情報の正しさや安全性などを理解し、健康面に気をつけて活用できるようにする。	75.6	80.0	75.9%	
D 4	児童がパスワードや自他の情報の大切さなど、情報セキュリティの基本的な知識を身につけることができるようにする。	76.6	83.3	78.7%	

資料2 タブレット参観授業後の児童の感想

タブレットに関して	授業に関して
すごくわかりやすく勉強ができた。	こんなとき方があることがわかった。
多くの色が使えて説明しやすかった。	数えてみたりして、どのように変化しているのかを見つける力はこれからも役に立ちそう。
消すのが簡単だった。	式のきまりがわかるとうれしい。次の勉強につなぎたい。
いつもじゃ解けないこともタブレットがあると説明しやすくよかった。	少し難しかったけどとても楽しかった。
色なども使えて分けるのもすぐに出来る。	三角形は÷2するかしないか迷った。
タブレットを使ってみんなの意見が見られてよかった。	難しかったけどみんなの意見があってわかった。
ノートよりタブレットのほうが分かりやすかった。	問題の計算の仕方がおもしろかった。
図がすぐ近くにあるから問題が解きやすかった。	きまりをみつけるのが楽しかった。
やりやすかったし、いろいろ勉強できてよかった。	はじめはいろいろ迷っていたけれど、がんばってできてよかった。
タブレットと授業が連携していて分かりやすかった。	しっかり解けて、よい予習になった。
いつもよりやりやすかった。	最初は難しかったけど、意味が分かったらかんたんだった。
いつもよりはやくとけた。	かんたんだったりむずかしかったりする。
つかいやすかった！	少し得意な問題だった。
やっぱりやりやすかった。	分かったときはうれしかった。
やった問題が解けてよかった。	最初悩んでたけど途中でできた。
消しゴムを使わなくてもきれいになるのがよかった。	いい練習になったしわかったから楽しかった。
問題がすごく解きやすかった。	少し難しかった。でも解けたときはうれしかった。
先生にほめられてうれしかったです。	はじめは分からなかった問題でも、先生が解説をしてくれたのでとくことができた。
図や表などかかけるので正確な計算ができてとてもやりやすかった。	数と数との関係を調べると決まりが分かったりしてくるので、中学校でも調べてみたい。

とてもわかりやすく、いろんな人の意見が聞けるからよいなと思った。	いろんな考えでそれをたくさん試してやっ と解けたときはとてもうれしかった。
問題の画像が横にあるのでやりやすかった。	かんたんだった。
ノートでは図とかがかけないときがあるからタブレットを使ってとてもくわしくできた。	難しかったけど解けたからうれしかった。
ノートでは出来ない表を作って計算ができた。	どれにも計算のきまりがあった。
楽しい問題を解けてよかった。	とても簡単だった。
みんなの考えをひとつひとつ見られて たくさんのおき方を知れた。	ひらめくまで少し時間がかかったのもつ と早く解けるようになりたい。
いろいろなことを書いて問題を解けた のでよかった。	クイズみたいでおもしろかった。
ノートではできない表が出て、みんな の案が見える。	みんなの解答が見えてよかった。
みんなの考えと比べたり、見たりして 答えを求めることができた。	少しむずかしかったですが、とくと「そう かあ。」と納得できた。
いろいろな考え方があり、いろいろな 求め方がわかった。	とくとヒントを見つけるのが難しかった。
わかりやすくてよかった。	むずかしかった。
タブレットでやるとおき方がやりやす かった。	今日の勉強はとてもいいものだった。
紙よりはタブレットのほうが消すとき きれいに消えるので求めやすかった。	正三角形の問題が少し難しかったけど、求 められてよかったです。
おき方を文で書いたり図でかいたりし て分かりやすく伝えられた。	ちょっとむずかしかった。でも答えられて よかった。

議案第 99 号

甲賀市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 2 4 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

甲賀市立学校管理運営規則の一部を改正する規則

甲賀市立学校管理運営規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 学校評価（第38条―第40条）」を

「第7章 学校評価（第38条―第40条）

第8章 学校運営協議会（第41条）」に改める。

本則に次の1章を加える。

第8章 学校運営協議会

（学校運営協議会）

第41条 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定により、学校に学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

甲賀市立学校管理運営規則新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 学期及び休業日（第2条・第3条）</p> <p>第3章 学校評議員（第4条—第6条）</p> <p>第4章 教育活動（第7条—第13条）</p> <p>第5章 職員（第14条—第32条）</p> <p>第6章 施設、設備及び備品の管理（第33条—第37条）</p> <p>第7章 学校評価（第38条—第40条）</p> <p><u>第8章 学校運営協議会（第41条）</u></p> <p>付則</p> <p> <u>第8章 学校運営協議会</u> <u>（学校運営協議会）</u></p> <p><u>第41条 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定により、学校に学校運営協議会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 学校運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p> 付則</p> <p> この規則は、令和3年1月1日から施行する。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 学期及び休業日（第2条・第3条）</p> <p>第3章 学校評議員（第4条—第6条）</p> <p>第4章 教育活動（第7条—第13条）</p> <p>第5章 職員（第14条—第32条）</p> <p>第6章 施設、設備及び備品の管理（第33条—第37条）</p> <p>第7章 学校評価（第38条—第40条）</p> <p>付則</p>

議案第 100 号

甲賀市学校運営協議会規則の制定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 12 月 24 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

甲賀市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、甲賀市立学校管理運営規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第15号）第41条に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に掲げる目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

(1) 対象学校（協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民並びに対象学校に在籍する生徒、児童及び幼児の保護者の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 前項の規定により、教育委員会が協議会を設置するに当たっては、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聞くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第3条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 教育課程の編成に関すること。

(2) 学校経営計画に関すること。

(3) 組織編成に関すること。

(4) 学校予算の編成及び執行に関すること。

(5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第4条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は当該学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条第1項各号に規定する目的を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会が別に定める事項について、教育委員会を経由し、滋賀県教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第5条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第6条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、第2条第1項各号に規定する目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を、地域住民に積極的に提供するよう努めなければならない。

(委員の任命)

第7条 協議会の委員は15名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 保護者

(2) 地域住民

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 学識経験者

(5) 関係行政機関の職員

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。

2 前条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第1項の委員は、再任されることができる。

(報酬)

第9条 委員の報酬は、別に定める。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行うものとする。

(会議)

第11条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第12条 会議は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第13条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割及び責任について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するための必要な措置)

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適性を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、

協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(守秘義務等)

第15条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があったとき。

- (2) 前条の規定に反したとき。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。

- 2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

議案第101号

甲賀市立学校休業日の指定について

上記の議案を提出する。

令和2年12月24日

甲賀市教育委員会教育長 西村文一

甲賀市立学校休業日の指定について

甲賀市立学校休業日を指定することにつき、甲賀市立学校管理運営規則第3条第1項第7号（平成16年教育委員会規則第15号）の規定に基づき、次のように甲賀市立学校休業日を指定することについて教育委員会の議決を求める。

- 1 休業日を指定する対象 甲賀市立中学校
- 2 指定日 令和3年7月19日、20日

令和3年度の甲賀市立中学校の夏季休業日及び甲賀市立小中学校の学校登校日について

- (1) 令和3年度の夏季休業日始期を規則のとおり小中学校とも7月21日(水)とする。
- (2) 令和3年の7月19日(月)、20日(火)を中学校に限り学校休業日とする。

〈中学校に限り学校休業日とする理由〉

令和3年度は、7月17日(土)、18日(日)の両日が、「滋賀県中学校夏季総合体育大会ブロック予選」の開催日となっています。これに伴い、翌19日(月)が同予選の予備日となっているため、多くの教員ならびに生徒が大会に参加することから学校休業日とします。

また、中学3年生にとって、近畿大会や全国大会へつながる県大会に向けて、思い出に残る部活動の締めくくりとなるように配慮したいと考えます。予選を突破し、県大会へ出場する部については、熱中症防止対策のため、午前中での活動時間を保障することが適切であることから、終業式は7月16日(金)に挙行し、7月20日(火)を学校休業日とすることにより、熱中症を起こさない午前中の適切な環境での部活動を保障します。

2日間を学校休業日とすることに伴う授業時間の確保については、8月30日(月)、31日(火)を登校日とします。

- (3) 令和3年8月の小学校における学校登校日を、30日(月)、31日(火)とする。

〈上記2日間を学校登校日とする理由〉

本年度より、新学習指導要領に基づく教育活動を実施し、授業時数が増加していることから、これに対応するため2日間を全校登校日とし授業時数を確保します。

(4) 令和3年度の夏季休業前後の予定

月 日	曜	小学校	中学校
7月16日	金	通常授業（給食あり）	終業式（給食なし）
17日	土	週休日	夏季総体ブロック予選①
18日	日	週休日	夏季総体ブロック予選②
19日	月	通常授業（給食あり）	夏季総体ブロック予選予備日、学校休業日
20日	火	終業式（給食なし）	学校休業日
21日	水	市水泳記録会、夏季休業～	夏季休業～
22日	木	海の日	海の日
23日	金	スポーツの日	スポーツの日
8月30日	月	全校登校日（給食あり）	全校登校日（給食あり）
31日	火	全校登校日（給食あり）	全校登校日（給食あり）
9月 1日	水	始業式（給食あり）	始業式（給食あり）

議案第102号

甲賀市立小中学校修学旅行中止等に伴うキャンセル料等補助金交付要綱の制定について

上記の議案を提出する。

令和2年12月24日

甲賀市教育委員会教育長 西村 文一

甲賀市立小中学校修学旅行中止等に伴うキャンセル料等補助金交付要 綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス等の感染拡大を防止するため、甲賀市立小中学校（以下「小中学校」という。）において修学旅行を中止又は変更した場合におけるキャンセル料等に対し、保護者の経済的負担を軽減するため、小中学校修学旅行中止等に伴うキャンセル料等補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、甲賀市補助金等交付規則（平成16年甲賀市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「修学旅行」とは、甲賀市立学校管理運営規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第15号）第8条第1項の修学旅行をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、小中学校の学校長の決定により中止又は変更された修学旅行について参加の申込みをしていた当該小中学校に所属する児童生徒の保護者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る対策として修学旅行が中止又は変更されたことにより生じた経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) キャンセル料
- (2) 企画変更料
- (3) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の全額とする。

(交付手続の委任)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該補助金の交付手続に関する権限を、申請者に係る児童生徒が所属する小中学校の学校長（以下「補助金受任者」という。）に委任したものとみなす。

(交付の申請)

第7条 補助金受任者は、市立小中学校修学旅行中止等に伴うキャンセル料等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に補助金の交付を申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る支出を証すべき書面
- (2) 当該修学旅行に係る計画の写し
- (3) 当該小中学校における申請者の名簿
- (4) その他市長が必要と認める資料

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の申請を受理したときは、これを審査し、補助金の交付が適当と認められるときは、市立小中学校修学旅行中止等に伴うキャンセル料等補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金受任者に通知するものとする。

（交付の請求）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が当該補助金の交付を受けようとするときは、市立小中学校修学旅行中止等に伴うキャンセル料等補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第10条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該取消しに係る補助金受任者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和2年12月24日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

市立小中学校修学旅行中止等に伴うキャンセル料等補助金交付申請書

年 月 日

甲賀市長 あて

申請者

住 所 甲賀市_____

氏 名 甲賀市立_____学校

校長_____ (印)

標記の補助金の交付を受けたいので、甲賀市立小中学校修学旅行中止等に伴うキャンセル料等補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額

円

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

甲賀市長

印

市立小中学校修学旅行中止等に伴うキャンセル料等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記の補助金の交付について、甲賀市立小中学校修学旅行中止等に伴うキャンセル料等補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

補助金交付決定額

円

様式第3号（第9条関係）

市立小中学校修学旅行中止等に伴うキャンセル料等補助金交付請求書

年 月 日

甲賀市長 あて

請求者

住 所 甲賀市_____

氏 名 甲賀市立_____学校

校長_____④

年 月 日 第 号で交付の決定を受けた標記の補助金について、甲賀市立小中学校修学旅行中止等に伴うキャンセル料等補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり交付を請求します。

記

交付請求額

円